

## 債務負担行為、継続費等の契約の場合における 前払金・中間前払金の取扱い

本案件については、債務負担行為、継続費等の2年以上にわたる契約となることから、次のとおりの取扱いとします。

### 1. 前金払

契約を締結した会計年度（以下「契約締結会計年度」という。）に翌会計年度分の前払金を含めて支払うこととします。

このため、当該工事に係る債務負担行為、継続費等の契約締結会計年度における請負代金の支払いの限度額（すでに支出が確定している額を除く。）の範囲内で、契約締結会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前金払をすることができます。

### 2. 中間前金払

契約を締結した会計年度（以下「契約締結会計年度」という。）に翌会計年度分の中間前払金を含めて支払うこととします。

このため、当該工事に係る債務負担行為、継続費等の契約締結会計年度における請負代金の支払いの限度額（すでに支出が確定している額を除く。）の範囲内で、契約締結会計年度に翌会計年度に支払うべき中間前払金相当分を含めて中間前金払をすることができます。